

福岡県公衆衛生看護学実習連絡協議会規約

(趣旨)

第1条 福岡県公衆衛生看護学実習連絡協議会（以下「協議会」という。）は、保健師課程を置く福岡県内の大学が、公衆衛生看護学実習を県内において、円滑かつ適正に実施するため、必要な事項について、協議することを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 公衆衛生看護学実習を円滑に実施するため、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市及び福岡県地域保健師研究協議会との連絡調整に関する事項
- (2) 公衆衛生看護学実習の質向上に関する事項
- (3) その他、協議会が必要と認めた事項

(構成)

第3条 協議会は、協議会の目的に賛同する大学等をもって構成する。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、協議会の会長が所属する大学内に置く。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 役員任期は、1年とする。
- 3 会長は第8条の当番校の代表者をもって充て、副会長は次年度の当番校から選出する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が召集する。

- 2 協議会は、原則として年1回開催する。
- 3 協議会は、構成機関の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 議決は、構成機関の過半数の賛成を必要とする。

(経費)

第7条 協議会で必要な経費が生じた場合は、加盟大学の協議をもって分担額を決定する。

(当番校)

第8条 当番校の輪番については、別に定める。

(規約の改廃)

第9条 本規約の改廃については、協議会において構成機関の過半数の賛成を得なければ
ならない。

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年7月1日から施行する。

この規約は、平成26年5月29日から施行する。

この規約は、令和元年8月9日から施行する。